

## 議案第190号

### 指定管理者の指定について

さいたま市浦和ふれあい館及びさいたま市大宮ふれあい福祉センターの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成21年11月25日提出

さいたま市長 清水 勇 人

### 記

#### 1 指定管理者に管理を行わせる施設

所在地	名称
さいたま市浦和区常盤9丁目30番22号	さいたま市浦和ふれあい館
さいたま市大宮区土手町1丁目213番地1	さいたま市大宮ふれあい福祉センター

#### 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市浦和区常盤9丁目30番22号
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会
- (3) 代表者 会長 杉山 敏男

#### 3 指定する期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで